
第3部 全体構想

第1章 まちづくりのテーマ

近年の地球温暖化の進行や自然災害の度重なる発生によって、地球環境や安全・安心に対する市民の意識が高まっている。また、人口減少・超高齢化社会の到来という人口構成の変化、さらに、経済においては、地域格差の増大や国際化の進展等を要因として、都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。

このような背景の中で、日向延岡新産業都市計画区域マスタープランにおいても、都市施策の方向は、これまでの人口増加を前提としたまちづくりを改め、既存の公共公益施設等を活用することにより、市街地の無秩序な拡散を抑制しつつ、商業などの業務施設や、公共施設等の多様な都市機能が集約された都市・地域づくりを目指すとしている。

また、第5次延岡市長期総合計画では、本市の目指す都市像を「市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」と設定している。その都市像を実現するため、設定したまちづくりの基本姿勢は、

- ①「市民力」市民と行政の協働によるまちづくりを進める。
- ②「地域力」地域の特性を活かし、一体感を育む合併後のまちづくりを進める。
- ③「都市力」道州制を見据えた東九州の拠点都市づくりを進める。

の3項目であり、都市計画マスタープランにおいても、これらのまちづくりの基本姿勢を踏襲する。

平成23年12月に行った延岡市都市計画マスタープラン策定市民アンケート調査結果によると、市民が考える延岡市の良いイメージについては、「①山、川、海などの自然が美しく豊かなまち、②工業の盛んなまち、③農林水産業の盛んなまち」の割合が高かった。

さらに、市民が望む延岡市の将来のまちのイメージは、「①働く場が充実したまち、②高齢者などが住みやすい福祉、医療のまち、③交通の便の良いまち」の割合が高い。

従って、アンケート調査結果から判断される、これからのまちづくりの方向性は、

- ① 活力のあるまちづくり
- ② 安全安心のまちづくり
- ③ 自然と共生したまちづくり

であるといえる。

また、平成10年に策定した都市計画マスタープランのまちづくりの方向性は、「賑わいの創出」、「潤いの創出」、「自然との共存」の3つとしている。

以上のことから、今回の都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方向性を以下に示す。

1点目

アンケートにおける

①「安全安心なまちづくり」

誰もが住み続けたいと思い、住んで良かったと思うような、安全で快適な居住空間の広がるまちづくりを目指す。

2点目

長期総合計画における「地域力」・「都市力」

アンケートにおける「活力のあるまちづくり」

平成10年策定の都市計画マスタープランにおける「賑わいの創出」、「潤いの創出」

以上の点より

②「東九州の拠点都市としてのまちづくり」

誰もが自由にまちに出て、働き、学び、遊ぶことができるような、東九州の拠点都市にふさわしい、賑やかで温かいまちづくりを目指す。

3点目

アンケートにおける「自然と共生したまちづくり」
平成10年策定の都市計画マスタープランにおける「自然との共存」
以上の点より

③「自然と共生したまちづくり」

賑わいや潤いの創出にあたっては、常に自然環境との調和に配慮し、また、生態系が循環できるような自然環境を保全することによって、都市生活の疲れを癒すような「水とみどり」がいつもそばに寄り添っているまちづくりを目指す。

4点目

日向延岡新産業都市計画区域マスタープランにおける

④「都市機能を集約したまちづくり」

無秩序な都市の拡大を抑制し、これまでに形成してきた道路や公園に代表される公共公益施設を活用したまちづくりを進めることにより、延岡市にふさわしい都市機能を集約した都市の形成を目指す。また、各地域で快適で便利な生活ができるように、地域の役割分担と連携のもと、活力あるまちづくりを目指す。

5点目

長期総合計画における「市民力」により

⑤「市民との協働によるまちづくり」

これからのまちづくりには、市民のまちづくりへの参画が必要不可欠です。このため、市民や企業等の多様な主体が、計画段階からまちづくりに参画することにより、市民主体のまちづくりを推進する。

また、この5つのまちづくりの方向性を展開した、これからの延岡市のまちづくりのテーマとして

水とみどりの豊かな自然を守り、潤いと賑わいに満ちた東九州拠点都市

を設定する。

次頁に、「まちづくりの課題」、「将来の都市構造」、「分野別方針」の構成を示す。

水とみどりの豊かな自然を守り、潤いと賑わいに満ちた東九州拠点都市

方向性1

安全安心なまちづくり

まちづくりの課題

課題番号	(1) 安全安心なまちづくりの課題	方針番号
1	災害に強い施設等の充実	148, 165, 201~203
2	利用ニーズに対応した防災公園等の整備	87, 102~104, 106
3	防災に配慮した交通環境の整備	47, 66~72, 200, 206~208
4	良好な居住環境の形成	33, 35
5	更なる河川整備の推進	113, 115, 118, 120, 121
6	安定した下水道機能の維持と浸水対策	127, 128, 130, 131, 133, 135
7	災害危険地域の土地利用の制限など	119
8	災害時の要援護者への対応	209, 211
9	民間開発の指導・誘導	31, 32, 45, 46
10	ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備	73
11	公共住宅の整備	141~143
12	住宅におけるセーフティネットの充実	144~147
13	安全な水の供給	155, 157, 159, 160
14	安定した給水と適切な維持管理	156, 158

方向性2

東九州の拠点都市としてのまちづくり

課題番号	(2) 東九州の拠点都市としてのまちづくりの課題	構想番号	方針番号
15	東九州の拠点都市の実現	24~32	
16	魅力ある商業地の形成	7	12, 36, 37, 84
17	新たな工業用地の確保	6	16, 40
18	「クレーパーク延岡」の継続的整備		16, 41
19	東九州自動車道・九州中央自動車道	12~13	47
20	道路ネットワークの整備推進	12~17, 20~23	47~57
21	地域公共交通などの利便性の向上		80, 81
22	バス利用者数の減少		75, 82
23	鉄道輸送網の整備推進	18	79, 83
24	歴史・文化的景観資源の保全・活用		194

方向性3

自然と共生したまちづくり

課題番号	(3) 自然と共生したまちづくりの課題	構想番号	方針番号
25	自然環境の保全		166, 167, 174, 175
26	自然的環境ネットワークの形成		77, 96, 99
27	環境保全のための汚水処理		124~126, 137~140, 181
28	河川環境に配慮した整備		116, 117
29	排水の監視、指導・協定締結		176, 177
30	持続可能な循環型社会の形成		186, 187
31	エネルギー使用の効率的な利用促進		189~191
32	景観形成		193
33	公共施設の景観整備	構想番号	195
34	自然環境の活用	27	100

方向性4

都市機能を集約したまちづくり

課題番号	(4) 都市機能を集約したまちづくりの課題	構想番号	方針番号
35	人口減少・超高齢社会への対応	1	1
36	持続可能な都市構造の構築	1~3	1~3
37	都市計画道路網の見直し		85, 86
38	農業振興地域における農用地の確保	9	22, 23, 171, 172

方向性5

市民との協働によるまちづくり

課題番号	(5) 市民との協働によるまちづくりの課題	方針番号
39	花と緑のまちづくり	99, 111, 112
40	市民の景観への意識啓発の推進	198, 199
41	河川美化運動などの推進	122, 123, 183
42	公園施設などの維持管理の充実	110
43	環境に関する市民モラルの向上	178

将来の都市構造

構想番号 (1) 面的基本構造 (土地利用構想)

- 1~3 ①都市的土地利用区域
- 4, 5 1) 住宅ゾーン
- 6 2) 工業ゾーン
- 7 3) 商業ゾーン
- 8 ②自然的土地利用区域
- 9 1) 農業ゾーン
- 10 2) 自然的環境保全ゾーン
- 11 3) その他のゾーン

構想番号 (2) 線的基本構造 (交通軸構想)

- ①広域交通体系
- 12~14 1) 高速交通軸
- 15~17 2) 南北交通軸・東西交通軸
- 18, 19 3) 鉄道交通軸・船舶交通軸
- ②域内交通体系
- 20 1) 環状交通軸
- 21 2) 市街地中心縦断軸
- 22 3) アクセス交通軸
- 23 4) 市街地形成交通軸

構想番号 (3) 点的基本構造 (都市機能拠点構想)

- 24, 25 1) 交通拠点
- 26 2) 行政拠点
- 27 3) 観光レクリエーション拠点
- 28 4) 文化交流拠点
- 29 5) 学術拠点
- 30 6) 健康文化拠点
- 31 7) スポーツ交流拠点
- 32, 33 8) 地域生活拠点

分野別方針

- 方針番号 1. 土地利用の方針
- 1~3 (1) 市街地規模の設定
 - 4~30 (2) 土地利用配置の方針

- 方針番号 2. 市街地整備の方針
- 31~35 (1) 住宅地
 - 36, 37 (2) 商業地
 - 38, 39 (3) 工業地
 - 40, 41 (4) 工業系拡大地区
 - 42~46 (5) その他

- 方針番号 3. 交通施設の整備の方針
- 47~65 (1) 道路の位置づけとその整備方針
 - 66~72 (2) 都市防災に配慮した道路整備
 - 73~75 (3) 児童・高齢者・障がい者等に配慮した道路整備
 - 76~78 (4) 景観に配慮した道路整備
 - 79~82 (5) 公共交通機関の充実
 - 83, 84 (6) JR延岡駅周辺施設の整備
 - 85, 86 (7) 都市計画道路見直し

- 方針番号 4. 公園・緑地の整備の方針
- 87~95 (1) 公園の整備方針
 - 96~99 (2) 緑地の整備方針
 - 100 (3) 自然公園の整備方針
 - 101 (4) その他の公園の整備方針
 - 102~105 (5) 都市防災に配慮した公園、緑地整備
 - 106 (6) 児童・高齢者・障がい者等に配慮した公園、緑地整備
 - 107, 108 (7) 景観に配慮した公園、緑地整備
 - 109~112 (8) 市民参加による公園、緑地の整備及び維持管理

- 方針番号 5. 河川・下水道の整備の方針
- 113~123 (1) 河川整備の方針
 - 124~140 (2) 下水道整備の方針

- 方針番号 6. 住宅の整備の方針
- 141~148 (1) 公共住宅
 - 149~154 (2) 民間住宅

- 方針番号 7. 上水道の整備の方針
- 155~160

- 方針番号 8. 公共公益施設の配置の方針
- 161~165

- 方針番号 9. 自然環境保全の方針
- 166, 167 (1) 河川
 - 168~170 (2) 山林
 - 171, 172 (3) 農地
 - 173~175 (4) その他

- 方針番号 10. 都市環境形成の方針
- 176~180 (1) 生活環境対策
 - 181~183 (2) 水環境対策
 - 184~187 (3) ごみ処理対策
 - 188~191 (4) 地球環境

- 方針番号 11. 景観形成の方針
- 192~194 (1) 延岡の景観を特色づける景観資源の保全と活用
 - 195 (2) 個々の景観資源のグレードアップ
 - 196 (3) 市街地や自然地の景観を生かした特色ある景観づくり
 - 197 (4) 都市の活力、にぎわいを高める魅力ある景観づくり
 - 198, 199 (5) 市民・事業所との連携の強化

- 方針番号 12. 都市防災対策の方針
- 200~203 (1) 災害に強い都市基盤施設及びライフラインの整備
 - 204, 205 (2) 防災面からの都市空間の緑化
 - 206~208 (3) 住環境整備と合わせた市街地の防災性の向上
 - 209~212 (4) 安全対策の強化

第2章 まちづくりの課題

延岡市の現況や市民アンケート結果、上位計画等を考慮し、まちづくりを進める上での現状における課題について整理する。

(1) 安全安心なまちづくりの課題

課題番号1 災害に強い施設等の充実

東海・東南海・南海地震が連動して起きた場合、日向灘地震の同時発生の可能性が専門家から指摘されている。その場合、想定を超える津波発生の恐れがあるため、津波避難場所の見直し等、早急な津波対策の検討や、台風や水害等の大規模災害に備え、公共施設やライフライン施設等の浸水対策や耐震化等を促進し、施設の機能維持を図ることが求められている。

また、平常時には災害物資の備蓄や防災学習の拠点となり、災害時には防災拠点となる施設として、消防庁舎などの既存施設に加え、新たに建設されたコミュニティセンター等の活用が図られているが、引続き、避難施設としての機能強化等の整備を図るとともに、防災対策の拠点となる施設の整備が求められている。

方針番号 148、165、201～203

課題番号2 利用ニーズに対応した防災公園等の整備

本市の一人あたりの公園面積は12.3㎡/人（平成22年4月現在）で、国の目標面積10.0㎡/人を上回っているが、施設の老朽化が進んでおり、遊具や休息施設等の再整備が課題となっている。また、公園に対する要望も少子高齢化社会を反映し、子どもの遊び場としての公園から、子どもから高齢者まで利用できる公園へと変化しているため、将来を展望した施設整備を図るとともに、地震災害等の被害軽減のため避難所等の防災機能を持った都市公園等の整備が求められている。

方針番号 87、102～104、106

課題番号3 防災に配慮した交通環境の整備

災害時において、防災拠点への避難路などへ安全に通行できる道路や、消防活動の妨げにならないような、広い幅員の道路整備が求められている。

台風や地震等の大規模災害が発生し、国道を始め多くの道路が寸断されれば、地域の生活・社会・経済面において大きな問題であり、道路構造物の耐震化の確保が必要である。

また、高速道路は緊急輸送道路になると同時に復旧活動の核となる“命のみち”として大変重要であるため、早期完成を強く要望していく必要がある。

方針番号 47、66～72、200、206～208

課題番号4 良好な居住環境の形成

幅員も狭く、不整形な生活道路となっている計画的な基盤整備がなされないまま住宅化された地区においては、防災面などの様々な課題が残されている。

方針番号 33、35

課題番号5 更なる河川整備の推進

本市は「水郷延岡」と呼ばれるように、市街地には五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川及び北川が流れており、平素は豊かな水の恵みを与えてくれるこれらの河川も、過去には洪水時に大きな被害をもたらしてきたことから、国及び県による河川改修事業が行われており、平成17年の台風14号災害を受け、五ヶ瀬川激甚災害特別緊急事業として河道掘削や築堤などの大規模な河川整備を行ってきたが、今後も、国・県と連携し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

方針番号 113、115、118、120、121

課題番号6 安定した下水道機能の維持と浸水対策

耐用年数を経過し老朽化した施設もあることから、計画的な改築更新や耐震対策などの適切な維持管理を行うなど、安定的に下水道を機能させることが求められている。

また、浸水対策においても、それぞれの地域における浸水状況を考慮し、地域の特性に応じた総合的な取り組みが求められている。

方針番号 127、128、130、131、133、135

課題番号7 災害危険地域の土地利用の制限など

浸水被害のおそれがある地域については、土地利用における制限についても検討するなど、治水対策との調整・連携が求められている。

方針番号 119

課題番号8 災害時の要援護者への対応

高齢化に伴い単独又は夫婦のみの世帯が増加を続け、災害時の要援護者への対応が重要な課題となっている。

方針番号 209、211

課題番号9 民間開発の指導・誘導

市街地整備を進める上では、公共事業などが主体となるが、民間活力による整備を適正に誘導していくことも重要であり、周辺住民の安全・安心のために、今後も開発許可制度や地区計画制度等を適正に運用するなど、民間の良好な市街地整備を指導・誘導していくことが求められている。

方針番号 31、32、45、46

課題番号10 ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備

障がいのある人や高齢者の方々が地域での自立した生活を営むため、ユニバーサルデザインの理念に基づく生活環境の整備が求められている。

方針番号 73

課題番号11 公共住宅の整備

居住水準の向上や良好な住環境の整備等、量から質への転換を図りながら、年次的な建替事業及びストック住宅の改善事業を行っているが、今後とも社会情勢の変化や人口動態に配慮しながら、住戸毎のライフサイクルコストの縮減を図るための施策を推進することが必要である。

方針番号 141～143

課題番号12 住宅におけるセーフティネットの充実

市営住宅においては、若年及び高齢者の少人数の世帯を中心に応募が多くなっているなど、ニーズが多様化していることから、きめ細かなサービスや住宅セーフティネットの充実を図っていくことが求められている。

方針番号 144～147

課題番号13 安全な水の供給

水源施設の水質保全を行うなど、いつでも安全な水を供給することが求められている。
また、災害時においても、市民の重要なライフラインとしての役割を果たす必要がある。

方針番号 155、157、159、160

課題番号14 安定した給水と適切な維持管理

本市の水道は昭和31年、都市化とともに進む井戸水の汚染解消として供用開始し、50年以上経過している。創設当時からの施設は老朽化し、地震等の自然災害に対応できない状況となっているため、計画的な施設の更新や適切な維持管理を行うなど、安定した給水を行うことが求められている。

方針番号 156、158

(2) 東九州の拠点都市としてのまちづくりの課題

課題番号15 東九州の拠点都市の実現

地域経済の活性化に欠かせない高速道路については、東九州自動車道が平成25年度には宮崎市までつながり、福岡・大分方面も平成28年度までに開通する見込みとなっていることから、今後は、本市の目指す「東九州の拠点都市」の実現に向け、開通後を見据えたまちづくりを進めていく必要がある。

構想番号 24～32

課題番号16 魅力ある商業地の形成

商業地においては、大型店の出店等があるものの商店街や個店の魅力不足から停滞状況が見られるため、機能強化を図りながら吸引力やにぎわいのある商業地の形成を目指す必要がある。

構想番号 7 方針番号 12、36、37、84

課題番号17 新たな工業用地の確保

本市は山と海に囲まれた平地に乏しい地形を有しており、工場用地の確保が厳しい状況にある。こうしたなか、企業立地を促進するため、クリアパーク延岡工業団地、差木野工場用地、リサーチパーク向洋台の3ヶ所に用地を整備し分譲してきたが、いずれの工業用地についても企業の立地が進み、更なる企業立地を推進するためクリアパーク延岡工業団地第2工区の整備を行った。併せて、長期的企業立地の観点から、新たな工場用地等の受け皿についても、検討を進める必要がある。

構想番号 6 方針番号 16、40

課題番号18 「クリアパーク延岡」の継続的整備

「クリアパーク延岡」工業団地ゾーンの第1工区は、情報サービス系企業が立地するなど完売した。そこで、さらなる企業誘致を促進するため、有効面積11haの第2工区を整備した。今後は、東九州自動車道の進捗、国道10号延岡道路・延岡JCT・IC及び北方延岡道路の開通に伴い、流通団地ゾーン整備とともに九州保健福祉大学等との連携による学術研究ゾーンの充実も必要となっている。

方針番号 16、41

課題番号19 東九州自動車道・九州中央自動車道

東九州自動車道（北浦～須美江間）が平成28年度に、また、九州中央自動車道（蔵田～北方間）についても平成27年度に供用開始とされているが、更なる早期整備を要望する必要がある。

また、九州中央自動車道（国道218号高千穂日之影道路）についても、現状では平成28年度以降の供用開始予定とされているので、1日も早い整備を要望していく必要がある。

構想番号 12～13 方針番号 47

課題番号20 道路ネットワークの整備推進

道路は、安全で快適な生活と活力ある経済社会を実現するための最も基礎的な社会資本であり、地域の活性化はもとより、災害時の救援物資の輸送、救助、救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するためにはなくてはならない都市基盤施設である。特に、国・県道及び広域農道等の幹線道路網の整備は、本市を含む県北地域の重要な課題の一つであり、今後とも、国・県・市が連携しながら道路ネットワークの整備を進めていく必要がある。

構想番号 12～17、20～23 方針番号 47～57

課題番号21 地域公共交通などの利便性の向上

本市では、定期路線バスが運行していない「公共交通空白地域」の中でも、地域に商店や病院がなく、最寄の定期路線バスの停留所まで距離のある地区については、定期路線バスに接続するコミュニティバス等を導入している。今後も定期路線バスとコミュニティバス等を連携させながら地域公共交通の利便性向上を図ることが求められている。

また、高速バスについては、今後高速道路の整備により九州管内主要都市との時間短縮が図られ、地域間交流の交通手段としての需要が増加するものと予想され、高速バスの運行拡充、利便性向上が求められている。

方針番号 80、81

課題番号22 バス利用者数の減少

新たな運行ルートの設定や、運行時間の改善が行われているものの、バス利用者数の減少が続いている。

方針番号 75、82

課題番号23 鉄道輸送網の整備推進

日豊本線は、東九州を縦貫する唯一の幹線鉄道であり、東九州地域における総合交通網の極めて重要な一翼を担っている。しかしながら、大分市から以南は単線で時間がかかることから、引き続き、複線化や高速化、ダイヤ改正等を要望していくことにより、利便性の向上を促進していく必要がある。また、延岡駅周辺の整備とあわせて、貨物ヤードも視野に入れた鉄道を活用した物流拠点整備についても、検討していく必要がある。

構想番号 18 **方針番号** 79、83

課題番号24 歴史・文化的景観資源の保全・活用

重要な景観資源を保全する仕組みや、建物等の高さ規制による眺望の確保等に配慮しながら、延岡らしい景観づくりの核となる歴史・文化的景観資源を保全するとともに、それらの資源を活用した整備を図る必要がある。

方針番号 194

(3) 自然と共生したまちづくりの課題

課題番号25 自然環境の保全

自然環境の保全は、豊かな生物多様性が保たれていることが重要であることから、本市の環境施策上の重大な柱となっている。そのため、自然環境モニタリング調査の新たな結果を「延岡市公共工事環境配慮指針」に反映させ、公共工事等により、動植物の重要な生息地を破壊しないよう保護につとめる必要がある。また、市民に対して、豊かな自然環境を体験、学習できるような場所や機会の提供を行っていく必要がある。

方針番号 166、167、174、175

課題番号26 自然的環境ネットワークの形成

市街地内に残る身近な緑地などの保全・活用、市街地内の河川などにおける水と緑のふれあいの場の創出、公共空間の緑化を行うなど、市街地内の自然的環境ネットワークの形成に努めることが求められている。

方針番号 77、96、99

課題番号27 環境保全のための汚水処理

本市は、昭和27年から合流式で公共下水道事業に着手し、その後、水質の保全をより重視する観点から、分流式による整備を進めている。加えて農業集落排水施設や漁業集落排水施設及び市設置型合併浄化槽の整備（H18～H21まで）にも取り組み、1市3町合併後における平成21年度末の汚水処理人口普及率は77.2%となっており、全国平均（77.3%）と同程度の普及率となっている。しかしながら、依然として生活排水による汚濁が中小河川を中心としてみられることから、今後も更に普及促進に努め、効果的な事業の推進と経営の効率化を図りながら、自然環境を守り、生活環境を改善していく必要がある。

方針番号 124～126、137～140、181

課題番号28 河川環境に配慮した整備

河川は治水、利水の役割を担うだけでなく、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが求められている。このため、流域の自治体と連携を図りながら、河川本来の良好な自然環境や歴史・文化資源を保全するとともに、多自然型川づくりなど河川環境に配慮した整備を推進することが重要である。

方針番号 116、117

課題番号29 排水の監視、指導・協定締結

県と協力して引き続き工場・事業場の排水の監視、指導に取り組む必要がある。また、地域住民の健康や生活環境を保全するため、積極的な公害防止協定の締結を推進するとともに、協定締結事業者への適切な指導を行う必要がある。

方針番号 176、177

課題番号30 持続可能な循環型社会の形成

持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物の排出抑制や再利用、リサイクル等を推進することにより資源の有効活用を図ることが重要である。

環境学習や講習会等を通じ、ごみ減量化に対する市民意識の向上と市民、事業者、行政の相互協力体制の確立を図る必要がある。

方針番号 186、187

課題番号31 エネルギー使用の効率的な利用促進

エネルギー使用の抑制や効率的な利用を促進することにより、エネルギー消費の少ない社会システムの構築に取り組む必要がある。また、改正省エネルギー法に基づき、より一層のエネルギー使用の合理化に努めるとともに、新エネルギー設備の積極的な導入を図る必要がある。

方針番号 189～191

課題番号32 景観形成

日豊海岸国定公園や祖母傾国定公園をはじめとした美しい海岸・海浜や良好な山地景観の保全が必要である。

方針番号 193

課題番号33 公共施設の景観整備

一貫したデザインコンセプトに基づく橋や道路施設のデザイン誘導等、公共施設の高質化による、連続感と風格のある、本市の良好な景観づくりを牽引する手本となるような公共施設の景観づくりが必要である。

方針番号 195

課題番号34 自然環境の活用

本市の自然公園は、日豊海岸国定公園、祖母傾国定公園、祖母傾県立公園の3ヶ所があり、10,498.3haが指定されている。自然公園は、優れた自然の景勝地を保護するとともに、貴重な観光資源として活用を図る必要がある。

構想番号 27 方針番号 100

(4) 都市機能を集約したまちづくりの課題

課題番号35 人口減少・超高齢社会への対応

人口減少・超高齢社会の到来における、新しい時代に対応した人や環境にやさしい都市の実現のため、様々な都市機能が集約された都市づくりを目指す必要がある。

構想番号 1 方針番号 1

課題番号36 持続可能な都市構造の構築

郊外への都市機能の拡散による、道路や下水道等の後追いの投資などを抑制するなど、持続可能な都市構造を構築し、社会基盤の効率的な維持管理がおこなえるまちづくりを進める必要がある。

構想番号 1～3 方針番号 1～3

課題番号37 都市計画道路網の見直し

我が国が今後本格的な人口減少、超高齢社会を迎え、集約的な都市形成が求められるなか、本市においても都市計画決定後、長期にわたり整備がなされていない路線については、社会情勢の変化を踏まえながら、国・県との連携のもとでその必要性を再検証し、適切な見直しを行うことが求められている。

方針番号 85、86

課題番号38 農業振興地域における農用地の確保

農業振興地域は、総合的に農業の振興を図る地域として位置づけており、優良な農用地については、食料自給率の確保のためにも、農用地区域として積極的に確保する必要がある。

構想番号 9 **方針番号** 22、23、171、172

(5) 市民との協働によるまちづくりの課題**課題番号39 花と緑のまちづくり**

豊かな緑、その緑を背景に咲く四季折々の草花や花木は、市民の日々の生活に潤いを与えてくれる。本市は昭和48年に緑化都市宣言を行い、様々な機会を通じて緑化推進に努めてきた。これからも公共空間の花や緑を増やし大切にすることはもとより、民有地の緑化への活動を支援していく必要がある。

方針番号 99、111、112

課題番号40 市民の景観への意識啓発の推進

市民に対する景観への意識啓発や、自主的な景観づくりへの理解を求めることにより、景観への関心を高め、良好な景観形成を推進する必要がある。

方針番号 198、199

課題番号41 河川美化運動などの推進

河川は、治水・利水の機能以外に、環境や景観などの生活に潤いを与える空間でもあり、その機能を保全するために、河川美化活動などに対する市民活動との協働・支援等に努める必要がある。

方針番号 122、123、183

課題番号42 公園施設などの維持管理の充実

本市の公園は、公園施設などの維持管理を委託している。これまで、公園の持つ機能を活かし、利用者が安全で快適に使用できるよう、市民及び公園愛護団体等の協力を得ながら維持管理に努めてきたが、今後も更に市民と行政が協働して維持管理の強化を図っていく必要がある。

方針番号 110

課題番号43 環境に関する市民モラルの向上

廃棄物の不法投棄・焼却や近隣騒音等に関する苦情に対しては、関係法令等の適正な運用を図ると共に、市民のモラルの向上のための意識啓発等を図る必要がある。

方針番号 178

第3章 将来の都市構造

本市の将来像を示した「まちづくりのテーマ」を実現するために、土地の利活用の方法や都市施設の配置、都市機能の配置誘導方針を整理し、都市の骨格となる基本構造を以下にまとめる。

(1) 面的基本構造（土地利用構想）

本市の「まちづくりのテーマ」を実現するためには、まちづくりの理念を基本とした土地利用計画を立案し、これに基づき適正な土地利用を図ることが重要である。このため、都市計画の面的基本構造として、将来の土地利用構想を示す。

① 都市的土地利用区域

構想番号1 ◆都市計画区域内の市街化区域について、主に都市的土地利用を行う区域として設定し、住宅ゾーン、商業ゾーン、工業ゾーンの区分を行う。

構想番号2 ◆本市の市街化区域は、人口や産業の見通し、市街化の現況や動向を勘案することで、市街地の規模を設定していることから、原則として現在の市街地規模を維持・確保する。

構想番号3 ◆なお、拡大を行う場合は、市街化調整区域における区画整理などの計画的な市街地整備の見込みのある区域を対象とし、自然的土地利用との調整を行うとともに、日向延岡新産業都市計画区域の市街地規模と整合を図る。

1) 住宅ゾーン

構想番号4 ◆住宅ゾーンは、主に商業ゾーン周辺の外側に位置する市街化区域内に配置し、閑静で潤いのある良好な居住環境を備えるものとする。

構想番号5 ◆住宅ゾーンの内、専用住宅地については、原則として工業ゾーン及び商業ゾーンと隣接させないものとする。さらに、居住空間と職域及び賑わい空間が円滑にアクセスできるように、補完する道路の整備を推進する。

2) 工業ゾーン

構想番号6 ◆工業ゾーンは既存の工業専用地域のほか、国道沿線、港湾周辺及びジャンクションインター周辺等、交通アクセス等の利便性の高い地域に配置する。

3) 商業ゾーン

構想番号7 ◆商業ゾーンは、本市の中心商業地を形成している川北地区、及び川中、川南地区に、商業施設の集積及び土地の高度利用を推進することによって、賑わいのある都市空間を創出する。

② 自然的土地利用区域

構想番号8 ◆市街化調整区域及び都市計画区域外を、主に自然的土地利用を行う区域として設定し、農業ゾーン、自然環境保全ゾーン及び漁村等の既存集落が存在するその他のゾーンに区分を行う。なお、都市的土地利用区域との区分を明確に行うことによって、積極的な保全に努める。

1) 農業ゾーン

構想番号9 ◆農業振興地域内の農用地や農村集落地を中心に、農業ゾーンを配置し、良好な営農環境を維持するとともに、豊かな自然環境や潤いのある田園景観を保全する。

2) 自然環境保全ゾーン

- 構想番号10** ◆農業ゾーンの外側に広がる森林をはじめとして、市街地内における河川、緑地及び日豊海岸等に自然環境保全ゾーンを配置し、土地利用計画等に基づいた整備以外の無秩序な開発を抑制するなど、豊かな自然環境を積極的に保全する。

3) その他のゾーン

- 構想番号11** ◆自然的土地利用区域の中で、農業ゾーン及び自然環境保全ゾーンのどちらにも属さない漁村等の既存集落が存する地区をその他のゾーンとし、職住近接の形態に配慮した良好な居住環境の創出に努める。

(2) 線的基本構造（交通軸構想）

本市の「まちづくりのテーマ」を実現するために、土地利用形態や様々な都市機能拠点とを連絡する都市交通軸の整備が重要である。このため、都市計画の線的基本構造として、将来の交通軸構想を示す。

① 広域交通体系

1) 高速交通軸

- 構想番号12** ◆東九州の拠点都市としての機能を確立するために、南北の高速交通軸として東九州自動車道の整備を促進し、北九州域(北九州市、大分市等)及び南九州域(鹿児島市、宮崎市等)との円滑な交流を図る。
- 構想番号13** ◆東西の高速交通軸として九州中央自動車道の整備を促進し、西九州域(熊本市等)との円滑な交流を図る。
- 構想番号14** ◆高速交通軸は航路(細島港)を介することにより、国内外の都市と結ぶルートとなり、より広域的な交流を推進する。

2) 南北交通軸・東西交通軸

- 構想番号15** ◆南北交通軸及び東西交通軸は、高速交通軸が九州全域との交流を主目的としているのに対し、比較的近距离である県内あるいは県北地域との交流を目的とする。
- 構想番号16** ◆国道10号及び国道388号、国道326号を南北交通軸として位置づけ、佐伯市、門川町及び日向市等とのアクセスを円滑にする。特に、日向市方面は本市との交流が盛んであり、今後もさらに経済的つながり等が強まると予測される。このため、国道10号の全線4車線化が望まれる。
- 構想番号17** ◆国道218号を東西交通軸として位置づけ、歩車道分離等の整備を促進することによって、高千穂町方面との交流を円滑にする。

3) 鉄道交通軸・船舶交通軸

- 構想番号18** ◆鉄道交通軸としてJR日豊本線を位置づける。
- 構想番号19** ◆船舶交通軸としては、物流の拠点である延岡港及び延岡新港を位置づけ、物資の輸送を拡大するための整備を促進する。また、重要港湾である細島港を広域的な輸送基地に位置づけ、京阪神との交流を促進する。

② 域内交通体系

1) 環状交通軸

構想番号20 ◆環状交通軸である須崎中川原通線の祝子橋以北、富美山通線、愛宕通線、延岡警察署前交差点以南の安賀多通線は、本環状線の周辺に位置する居住空間と内側の職域空間及び賑わい空間とを結び、延岡JCT・ICや延岡南ICと市街地とをアクセスする広域圏との交流の受け皿となる交通軸である。

2) 市街地中心縦断軸

構想番号21 ◆市街地中心縦断軸である祝子橋より南に位置する須崎中川原通線、恵比須通線、安賀多通線の延岡警察署前交差点以北は、延岡駅や市街地の中心部にある商業地域などを連絡し、市内の川北、川中、川南に位置する市内の賑わい空間を円滑に結び、東西交通軸の国道218号や環状交通軸と接続する市街地形成の要となる交通軸である。

3) アクセス交通軸

構想番号22 ◆まちづくりの核として位置づけた都市機能拠点のうち、ICや港等の交通拠点と市街地を結び、それぞれの拠点機能を十分に発揮するために必要な交通軸である。

4) 市街地形成交通軸

構想番号23 ◆南北交通軸や東西交通軸、環状交通軸、市街地中心縦断軸に接続し、市街地の骨格を形成する道路であるとともに、市街地の中心部と郊外部を放射状に連絡する道路であり、市街地の活性化に直接つながる市街地形成上重要な役割を持つ交通軸である。

(3) 点的基本構造（都市機能拠点構想）

本市の「まちづくりのテーマ」を実現するために、都市内に特定の都市機能の拠点を設け、これらを中心にしながら面的な展開を図る。

1) 交通拠点

構想番号24 ◆延岡JCT・IC及び延岡南ICは、高速交通体系の整備に伴い、広域交流における本市の玄関口として、重要な役割を担ってくるため、交通拠点として位置づけ、流通機能等充実を図って行く。なお、延岡JCT・IC周辺については流通工業系の土地利用を推進する。

構想番号25 ◆延岡駅並びに延岡港、延岡新港については鉄道、港湾の交通拠点として位置づけ、施設等の整備を促進することにより、交通機能の向上を図る。

2) 行政拠点

構想番号26 ◆川中地域の市役所周辺については、行政拠点として位置づけ、本市の防災拠点、情報拠点としての機能や環境問題への対応等にも十分配慮した東九州の基幹都市にふさわしい新庁舎の建設を進め、行政拠点としての機能強化に努める。

3) 観光レクリエーション拠点

構想番号27 ◆市街地及びその近郊に位置する特色ある都市公園(愛宕山公園、城山公園、今山公園及び延岡植物園)や自然公園(日豊海岸国定公園及び祖母傾国定公園)を観光レクリエーション拠点として位置づけ、施設等の整備を促進するとともに、豊かな自然環境を保全することによって、本市の観光レクリエーション機能の充実を図る。

4) 文化交流拠点

- 構想番号28** ◆延岡城跡やカルチャープラザのべおか、内藤記念館等多くの文化施設が立地している城山周辺地区を、文化交流拠点として位置づけ、市民の文化交流の中心地としての機能の充実を図る。

5) 学術拠点

- 構想番号29** ◆九州保健福祉大が立地する「クレアパーク延岡」の学術研究ゾーンを学術拠点として位置づけ、工業・流通機能との整合を図りつつ、延岡市の学術交流の中心地としての学術研究機能の強化・充実を図る。

6) 健康文化拠点

- 構想番号30** ◆大瀬川河口の右岸周辺は、延岡総合文化センター、妙田公園、ヘルストピア延岡等の施設が立地していることから、健康文化拠点として位置づけ、今後も市民の交流の場及び市民の健康維持・増進を図るための健康レクリエーションの場を形成していく。

7) スポーツ交流拠点

- 構想番号31** ◆西階公園は、西階陸上競技場を核施設として、市民が集うスポーツの場を形成していることから、「アスリートタウンのべおか」にふさわしいスポーツ交流拠点として位置づけ、今後も施設の充実を図るとともに、自然環境を活かした市民の憩いの場を形成していく。

8) 地域生活拠点

- 構想番号32** ◆北方、北浦、北川町の中心部については、地域生活拠点と位置づけ、各種行政サービスや商業・業務施設の集積を図り、地域の中心的な拠点としての機能強化に努める。

- 構想番号33** ◆各拠点間を結ぶ利便性の高い交通ネットワークの形成を図り、それぞれの拠点が都市活動と交流を育む地域拠点連携型のまちづくりに資するよう計画に努める。

(4) 将来都市イメージ図

次頁に、将来都市イメージ図を示す。

将来都市イメージ図

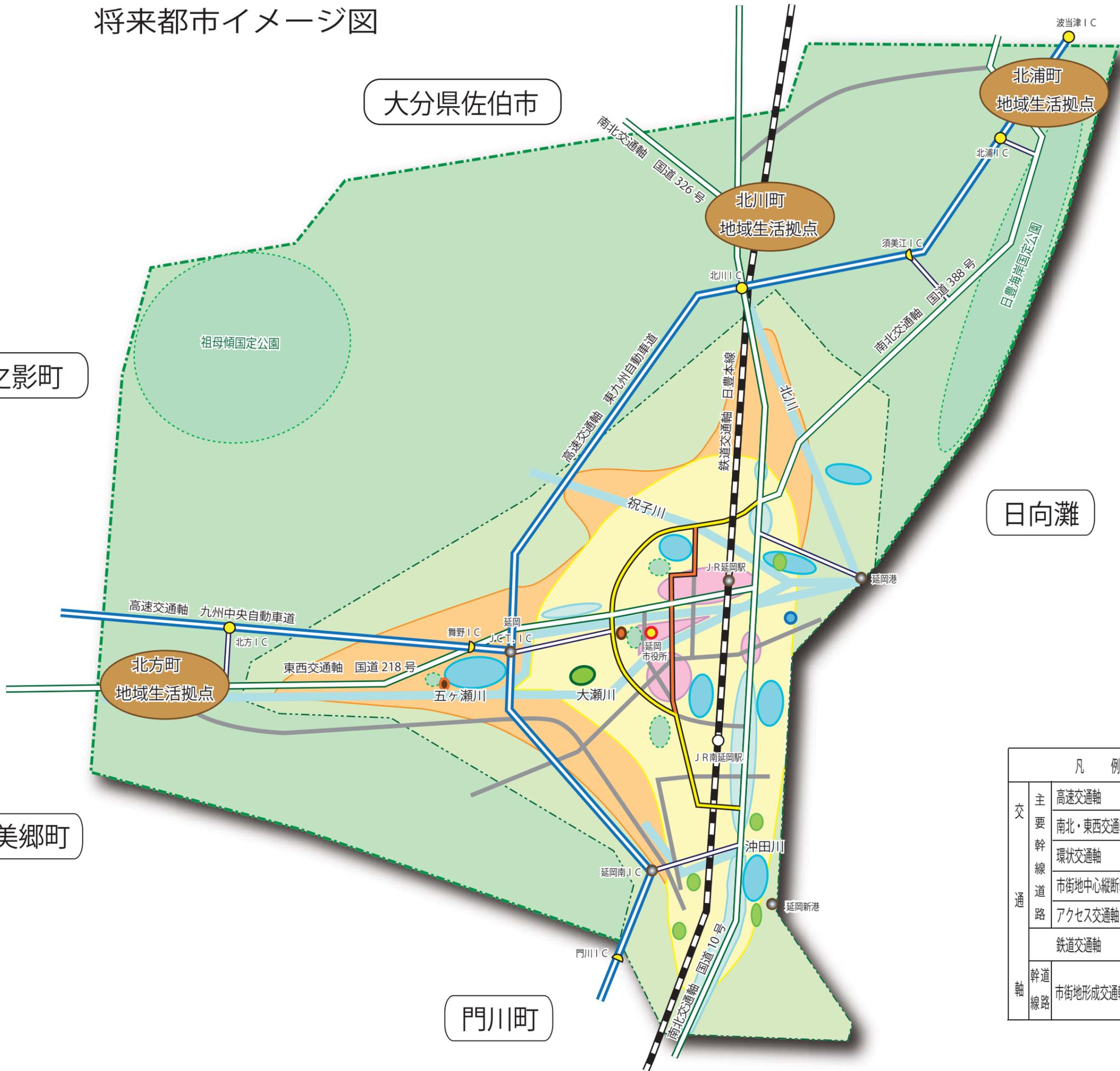
大分県佐伯市

日之影町

日向灘

美郷町

門川町



凡例		
ゾーン	住宅ゾーン	黄色の楕円
	工業ゾーン	青の楕円 (工業地区) 水色の楕円 (沿道複合地区)
	商業ゾーン	ピンクの楕円
	農業ゾーン	オレンジの楕円
区域等	山林	緑色の楕円
	河川	水色の線
	公園	緑色の楕円
都市計画区域	点線	
行政区域	粗点線	

凡例		
主要幹線道路	高速交通軸	太い青い線
	南北・東西交通軸	太い緑い線
	環状交通軸	太い黄色い線
	市街地中心縦断軸	太いオレンジい線
	アクセス交通軸	太い黒い線
幹線道路	鉄道交通軸	黒い線に白点
	市街地形成交通軸	細い黒い線

凡例	
都市交通拠点	黒い点
都市行政拠点	赤い点
観光レクリエーション拠点	緑色の楕円
文化交流拠点	茶色の点
学術拠点	赤い点
健康文化拠点	青い点
スポーツ交流拠点	緑色の楕円
地域生活拠点	茶色の楕円

第4章 分野別方針

1. 土地利用の方針

(1) 市街地規模の設定

- 方針番号1** ◆本市の市街地規模は、原則として現在の市街地規模を維持・確保する。
- 方針番号2** ◆なお、拡大区域の設定を行う場合は、日向延岡新産業都市計画区域の市街地規模と整合を図るとともに、計画的な市街地整備の熟度を考慮する。
- 方針番号3** ◆連続した大規模農用地や森林については、その保全に努め、原則として市街化を抑制する区域とする。

(2) 土地利用配置の方針

① 市街地における土地利用配置の方針

- 方針番号4** ◆市街地における土地利用配置の方針は、第3部第1章3. 将来の都市構造に基づき設定する。

1) 住宅地区

- 方針番号5** ◆住宅地区は、原則として中心市街地の周辺に一般住宅地区、その外側に専用住宅地区を配置する。
- 方針番号6** ◆専用住宅地区である低層住宅地区・中層住宅地区については、原則として主要幹線道路や鉄道、商工業地区に直接面しないように配置する。

イ) 低層住宅地区

- 方針番号7** ◆土地区画整理事業等によって市街地が整備され、かつ、低層の住宅地が形成されている区域については、低層住宅地区とし、その良好な住環境を保全する。
- 方針番号8** ◆土地区画整理事業等が行われた千代ヶ丘、恒富、古城及び一ヶ岡地区、民間開発による桜ヶ丘、西階及び鶴ヶ丘地区等に配置する。



海咲ヒルズの低層住宅地

ロ) 中層住宅地区

- 方針番号9** ◆土地区画整理事業等によって市街地が整備され、かつ、中層の住宅地を形成している区域については、中層住宅地区とし、その良好な住環境を保全する。
- 方針番号10** ◆市街地整備が行われた桜ヶ丘、富美山、野地、野田、西階、恒富、古城、若葉、緑ヶ丘、平原、北一ヶ岡及び土々呂地区に配置する。



野田土地区画整理事業地区内の中層住宅地

八)一般住宅地区

- 方針番号11** ◆商業地及び工業地周辺の住宅地については、住民の身近な生活利便施設等を許容する一般住宅地区とし、その良好な住環境を保全する。

2) 商業地区

- 方針番号12** ◆川北、川中及び川南地区については、商業・業務施設の集積及び土地の高度利用を推進することにより、本市及び近隣市町村の購買需要をまかなう広域中心商業地を配置する。
- 方針番号13** ◆南延岡駅周辺、桜ヶ丘、西階町、愛宕町、出北、一ヶ岡及び土々呂町には、日常の購買の用に供する一般商業地を配置する。

3) 工業地区

- 方針番号14** ◆大武、中の瀬、中川原、長浜、旭地区及び延岡新港周辺の既存工業地区については、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分配慮しつつ、専用工業地にふさわしい環境を持つ工業地区を配置する。なお、延岡新港周辺の既存工業地区については、広域的な物流拠点となる流通業務地を形成する工業地区を配置し、その機能充実と各種交通機関との連携強化に努める。

- 方針番号15** ◆粟野名、別府、浜、石田地区については、優良企業の誘致又は住宅地内の既存工場の再配置等により、工業施設の集積を図る工業地区を配置する。また、中島地区については、隣接する一般住宅地区の住環境に配慮する工業地区を配置する。

- 方針番号16** ◆延岡JCT・IC周辺のクリアパーク延岡は、周辺環境との調和を図りながら工業・流通・学術研究機能の強化・充実を図り、大規模複合産業団地として配置する。

- 方針番号17** ◆工業団地を形成しているリサーチパーク向洋台は、隣接する一般住宅地区の住環境に配慮する工業地区を配置する。



クリアパーク延岡学術研究機能（九州保健福祉大学）

4) 沿道複合地区

- 方針番号18** ◆本市の南北交通軸である国道10号沿線及び東西交通軸である国道218号沿線については、沿道型土地利用を図り、隣接する住宅地の住環境に配慮した沿道複合地区を配置する。

- 方針番号19** ◆住宅地と商業地等の用途の混在がみられる地区では、土地利用の現況、推移及び今後の見通し、さらに都市施設の整備状況等を踏まえ、良好な居住環境の維持・改善や業務機能の増進等に向け、必要に応じて用途配置の見直しを行う。



国道10号沿道（別府地区）

② 市街地外における土地利用配置の方針

方針番号20 ◆市街地外の土地利用については、農業振興地域の状況、国土利用計画等を踏まえて土地利用の方針を設定する。

1) 農業地区

方針番号21 ◆市街地周辺部の水田、畑等が広がる区域については、原則として農業地区を配置し、営農及び生活基盤の整備と、その豊かな自然環境の保全を図り、潤いのある田園景観を形成する。

イ) 農地

方針番号22 ◆農地は、原則として積極的に保全するものとし、上位の土地利用計画に基づいた整備以外の無秩序な開発を抑制する。

方針番号23 ◆良好な農地については、農業振興地域制度等により優良農地として確保・維持する。



長浜地区の農地

ロ) 農村集落地

方針番号24 ◆市街化区域に近接・隣接する市街化調整区域内の既存集落地のうち、都市基盤・公共施設の整備状況や近年の建築活動の動向も踏まえて、一定の建築物の立地を許容することが妥当であると判断される区域については、都市計画法第34条11号に基づく開発許可基準の適用区域として、条例での指定の検討を行う。

2) 漁村等の既存集落地区

方針番号25 ◆農村集落地と同様に、都市計画法第34条11号に基づく開発許可基準の適用区域として、条例での指定の検討を行う。

3) 森林地区

方針番号26 ◆市街地周辺部の森林地区については、上位の土地利用計画に基づいた計画以外の無秩序な開発を抑制し、豊かな自然環境や貴重な生態系の積極的な保全に努める。

方針番号27 ◆砂防指定地区、保安林等に指定されている森林地区については、保全すべき区域であり保全に努める。

方針番号28 ◆自然災害の発生の恐れがある傾斜地や海岸部、河川部の森林地区については積極的に保全する。

方針番号29 ◆愛宕山や城山は、優れた自然的環境として今後とも保全・活用に努める。



城山の優れた自然的環境

4) その他

- 方針番号30** ◆都市計画区域外における、インターチェンジ周辺の既存集落地については、開発候補地になりえる土地の大部分が、農業振興地域の農用地区域の適用により、農地を保全する区域となっていること、並びに、現在においては地域における開発圧力が低いと判断されることから、準都市計画区域の指定を行わない。なお、高速道路網の完成等により、地域における開発圧力が高くなった場合には関係機関との調整を図り、準都市計画区域の指定を検討する。

2. 市街地整備の方針

(1) 住宅地

- 方針番号31** ◆宅地開発等の安全性・機能性を確保し、景観にも配慮しながら、関係法令を適正に運用した、良好な都市環境づくりが図られるよう誘導する。
- 方針番号32** ◆地区住民の同意のもとに地区計画制度を導入する等、地域の特性に応じた、良好な居住環境の整備・保全に努める。
- 方針番号33** ◆岡富古川地区については、市施行による面積31.1haの面的整備や幹線道路の整備を行い、中心市街地に近接する安全で快適な住環境を整備する。
- 方針番号34** ◆多々良地区については、組合施行による面積17.9haの面的整備を行い、中心市街地に近接する良好な新市街地を整備する。
- 方針番号35** ◆計画的な基盤整備がなされないまま住宅化された地区では、生活道路が不整形であり、幅員も狭いことから防災面においても様々な問題を抱えている。そのような地区では、主要な生活道の整備を行うなど、それぞれの地区の実情に合わせた整備を図るとともに、狭あい道路拡幅整備事業を推進し、良好な居住環境の整備に努める。



土地区画整理事業（岡富古川地区・多々良地区）

(2) 商業地

方針番号36 ◆商店街は、商工会議所や市民と連携して、商業の活性化を図るため、地域の特性を踏まえた商業の集積や空き店舗の対策を積極的に行うとともに、まちづくりのマネジメント機能を有する組織づくりを目指す。

方針番号37 ◆商店街の活性化及び商業集積を支える施設の整備や、それと一体的に行うソフト事業を積極的に推進する。



キャンドルナイト



ワークショップ

(3) 工業地

方針番号38 ◆既存の工業地については、周辺環境に配慮した規制・誘導を図るとともに、歩行者空間の確保、みどりのネットワークの形成や大型車の通行に配慮したアクセス道路の整備を推進する。

方針番号39 ◆粟野名地区については、農地の工業用地への土地利用転換を促進し、企業誘致及び地場産業の集積を図る。



工業団地内の緑化

(4) 工業系拡大地区

方針番号40 ◆工業系拡大地区は、立地する工業施設の内容・規模等を勘案して工業用地の造成を行うこととする。

方針番号41 ◆なお、延岡JCT・IC周辺地区の造成においては、工業団地ゾーン、流通団地ゾーン及び学術・研究ゾーン等、多機能な目的を持つ複合団地であることから、周辺環境及び他ゾーンへの影響に十分配慮する。



クリアパーク延岡

(5) その他

- 方針番号42** ◆迅速かつ適確な建築確認審査を推進し、中間検査及び完了検査の徹底を図る。また、工事監理業務の適正化とその徹底のための取り組みを行う。
- 方針番号43** ◆建築確認審査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、宮崎県や県内特定行政庁と連携して指導・監督を徹底する。
- 方針番号44** ◆市民の生命、健康及び財産を保護するため、関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力で推進する。
- 方針番号45** ◆市街地整備を行う場合は、計画策定段階から地区住民との合意形成を図りながら、良好な市街地景観の形成に向けて地区計画等の活用について検討を行う。
- 方針番号46** ◆市街地整備の計画にあたっては、緑化推進等、環境負荷の低減策を検討する。

3. 交通施設の整備の方針

(1) 道路の位置づけとその整備方針

本都市計画区域の骨格的な道路網は、東九州自動車道、九州中央自動車道、国道10号、218号、388号、都市計画道路須崎中川原通線、富美山通線、愛宕通線、恵比須通線、安賀多通線、主要地方道北方土々呂線によって構成する。

なお、道路の位置づけとその整備方針を以下に示す。

表 道路の位置づけ

種別	概要
主要幹線道路	高速交通軸、南北・東西交通軸、環状交通軸、市街地中心縦断軸並びにアクセス交通軸を主要幹線道路として位置づける。
幹線道路	市街地形成交通軸を幹線道路として位置づける。(本小路通線、亀井通線、須崎中川原通線、出北通線、文化センター通線、若葉通線、平和橋通線、貝の畑土々呂通線、主要地方道北方土々呂線及び県道八重原延岡線) また、主要幹線道路間を連絡し、地域生活拠点を結ぶ交通ネットワークを形成する道路についても幹線道路として位置づける。
補助幹線道路	幹線道路網によって囲まれた住宅地区の主要な集散道路、主要施設へのアクセス道路及び既存集落地と市街地を連絡する道路を補助幹線道路として位置づける。

① 主要幹線道路

- 方針番号47** ◆県内外の都市間交流や産業経済の活性化、広域観光ルートの形成を支える東九州自動車道、九州中央自動車道の整備を促進する。また、地域間の交流・連携を支える国県道の整備を促進する。



延岡ジャンクション



北川インターチェンジ

- 方針番号48 ◆市街地周辺部の交通渋滞の解消に向け、国道10号、218号、388号の整備を促進する。
- 方針番号49 ◆市民・関係団体・行政は、一体となって、高速道路の更なる利用促進を図る。
- 方針番号50 ◆安全・安心・快適な歩行空間の確保、都市の重要なオープンスペースとして、計画的でゆとりある道路空間の整備に努める。
- 方針番号51 ◆歩道設置等の交通安全対策、排水性舗装等の沿道環境改善整備を促進するとともに、恒常的な渋滞箇所や事故多発箇所等の道路改良を促進する。また、国道10号延岡市塩浜町～門川町加草間（約5.3^{キロ}）の渋滞緩和を図るため、四車線化を要望していくとともに、北川地区の急カーブ区間解消（長井視距改良）を促進する。
- 方針番号52 ◆環状交通軸における、富美山通線の整備を促進する。また、市民生活の向上や安心して安全な交通の確保を図るため、都市計画道路の効率的な整備に努める。
- 方針番号53 ◆主要地方道稲葉崎平原線（安賀多通線）の構口工区における慢性的な渋滞解消を図るため、整備を促進する。



五ヶ瀬大橋（開通式）

② 幹線道路

- 方針番号54 ◆北浦町から北川町内の国道10号へアクセスする主要地方道北川北浦線の改良事業を促進する。
- 方針番号55 ◆北方町の五ヶ瀬川両岸域を結び、近年バイパス機能を高めている主要地方道北方北郷線の川水流橋の架け替えについて事業化を促進する。
- 方針番号56 ◆市街地南部と西部を結ぶバイパスとして、主要地方道北方土々呂線の事業化を促進する。
- 方針番号57 ◆安全・安心・快適な歩行空間の確保、都市の重要なオープンスペースとして、計画的でゆとりある道路空間の整備に努める。



亀井通線（大瀬橋）

③ 補助幹線道路

- 方針番号58 ◆地域の状況に応じた道路整備計画を策定し、効率的な整備を推進する。
- 方針番号59 ◆三須小野線、川島須佐線、岡元曾木線、山口松瀬線等の一、二級市道の新設及び拡幅整備を実施する。また、自転車歩行者道についても整備を推進する。
- 方針番号60 ◆山間部の利便性の向上と観光振興に資するため、岩戸延岡線、大保下曾木停車場線、上祝子綱の瀬線等の1.5車線の整備を含めた改良事業を促進する。さらに、市民生活と密着し、広域連携機能も有するその他の一般県道の整備を促進する。
- 方針番号61 ◆橋梁については市道橋全ての調査を行い、予防的修繕及び長寿命化修繕計画を策定し、年次的な補修を実施するとともに、架け替えや拡幅等の必要性についても検討する。
- 方針番号62 ◆既存集落地の生活道路については、関連事業との整合を図りつつ、計画的な市道整備を推進する。
- 方針番号63 ◆離島航路については、国・県とともに運行費用の一部について補助を行う。事業者は、効率的な運行に努めるとともに、利用者の利便性向上を図る。
- 方針番号64 ◆安全・安心・快適な道路環境を確保するため、予防保全型の管理に転換するとともに、ライフサイクルコストを考慮した戦略的な維持管理に努める。
- 方針番号65 ◆関係団体や市民との協働による道路パトロールの充実を図り、道路損壊等の早期発見に努めるとともに、迅速な維持修繕等を行う。また、積極的に道路愛護の啓発を行う。市民は、ふれあいロードや道守活動事業、協働・共汗道づくり事業に積極的に参加する。



岩戸延岡線（柚木地区）

(2) 都市防災に配慮した道路整備

- 方針番号66 ◆災害時に重要な学校施設を始めとした公共施設の耐震化や浸水対策等を推進するとともに、高速道路・自動車専用道路の災害時活用に努める。また、事業者と連携してライフライン施設の耐震化や浸水対策等を進め、災害時の機能確保を図る。
- 方針番号67 ◆地震時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路を多重性のある道路ネットワークの整備に努める。
- 方針番号68 ◆道路空間の整備に当たっては、消防活動やライフラインの安全性向上のため、広い幅員の確保に努めるとともに電線類の地中化を積極的に検討する。
- 方針番号69 ◆道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。
- 方針番号70 ◆土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。
- 方針番号71 ◆災害時の避難・災害応急対策等の障がいとなるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架替えや拡幅等を検討する。

- 方針番号72** ◆市内通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。

(3) 児童・高齢者・障がい者等に配慮した道路整備

- 方針番号73** ◆少子高齢社会、街なか居住等に対応して、すべての人が安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努める。

- 方針番号74** ◆歩道未設置道路の歩道確保を実施する。また、カーブミラー・ガードレール・区画線・防護柵・反射板・視線誘導標等を設置する。

- 方針番号75** ◆今後増加する高齢者をはじめとした移動困難者への対応として、公共交通機関の維持・確保を図るとともに、自動車から他の交通手段への転換を図るため、交通施設の効果的な機能分担の促進に努める。



歩道のバリアフリー

(4) 景観に配慮した道路整備

- 方針番号76** ◆自然や歴史・文化等地域の特性を踏まえた景観の魅力向上に配慮した道路の整備に努める。

- 方針番号77** ◆道路の整備にあたっては、道路自体が美しい風景を体験する重要な視点場となっていることから、道路構造物の適正配置や配色に配慮するとともに、花や緑のネットワーク化を図るなど、緑化に努める。

- 方針番号78** ◆道路の整備にあたっては、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と同化するよう努める。



景観に配慮した道路整備

(5) 公共交通機関の充実

- 方針番号79** ◆JR日豊本線やバス等、公共交通機関の利便性の向上と利用促進に努める。
- 方針番号80** ◆高速バス路線の充実を図るとともに、バスと鉄道の乗り継ぎの円滑化を促進する。
- 方針番号81** ◆持続可能な公共交通体系を構築するため、現在、公共交通空白地域を対象に運行しているコミュニティバス、乗合タクシーについては、新規路線の導入や既存路線の運行時刻・運行経路の見直し、市街地への延伸、さらに、定期バス路線の再編などについて、バス事業者など関係機関と一体となって検討を行う。
- 方針番号82** ◆路線図や時刻表の作成・配布、児童等を対象としたバスの乗り方教室の開催等、バスを身近な公共交通として感じ、より多くの市民にバスを利用してもらうための事業に取り組むとともに、高齢者等、交通弱者の移動手段を確保し、まちの賑わいの創出を図るため、市街地を循環するバスの運行に取り組む。



コミュニティバス



バス乗り方教室

(6) JR延岡駅周辺施設の整備

- 方針番号83** ◆事業者及び行政は、市民との協働により、駅舎、東西自由通路、駅前広場といった駅周辺の整備を進め、交通結節点としての機能の充実や利便性の向上を図る。また、市民が主体となって、駅周辺の基本的なコンセプトやデザインを決め、東九州の基幹都市にふさわしい「都市の顔」としての整備を進める。
- 方針番号84** ◆市民との協働により、駅周辺整備における賑わいを創出する。商店街は、商工会議所や市民と連携して、商業の活性化を図るため、地域の特性を踏まえた商業の集積や空き店舗の対策を積極的に行うとともに、まちづくりのマネジメント機能を有する組織づくりを目指す。



駅まち音楽



駅周辺の整備イメージ

(7) 都市計画道路見直し

方針番号85 ◆近年の都市計画の考え方は、人口減少、高齢化、経済の低成長、市街地拡大の収束等の社会経済情勢の変化を背景に、「都市の拡大を前提にしたもの」から「公共施設等の集約された市街地の形成」へと方向転換されていることもあり、未着手となっている都市計画道路については、必要性や位置づけに変化が生じている可能性がある。都市計画道路は、様々な土地利用がなされている区域を通過しており、区間、区間で道路としての機能や役割が異なる場合もあるため、区間毎における評価を行い、配置及び構造等や都市計画道路網などとの整合についても検討を行うなど、総合的な見直しを進める。

方針番号86 ◆また、新たな都市計画道路については、現在、高速交通軸の整備が進められる中、市街地内における道路の交通量の減少や渋滞緩和が期待されるため、その推移を見ながらその必要性について検討を行う。

4. 公園・緑地の整備の方針

(1) 公園の整備方針

方針番号87 ◆公園や広場及び都市基幹公園については、地域の交流拠点や災害時の防災拠点としての重要な役割を担うオープンスペースであることから、計画的な土地利用や道路整備等と一体的な整備を検討する。

方針番号88 ◆市街地内の公園を、河川・道路・学校等における緑地空間や市街地周辺の森林等と連続させて配置し、環境保全ネットワークとして形成を図る。

方針番号89 ◆公園の位置づけとその整備方針を以下に示す。

表 公園の位置づけ

種別	概要
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。
特殊公園	植物公園や歴史公園、風致公園など特殊な利用を目的とする公園。

1) 街区公園

方針番号90 ◆街区公園は、市域全体では人口に対する整備水準を満足しているが、地域的不均衡が生じていることから、市街地整備に併せて、誘致距離・整備水準等を考慮しながら適正な配置を目指す。

方針番号91

◆高齢者社会の進展、余暇時間の増大等の社会情勢の変化に伴い、街区公園の役割が重視されてきているため、広い年齢層の住民による散策、憩い等多様なニーズに対応した整備を推進する。



街区公園

2) 近隣公園

方針番号92

◆近隣公園は、現在5箇所（大武公園、浜川公園、石田公園、一ヶ岡中央公園、土々呂公園）が配置され、内1箇所（石田公園）は未供用であるため、供用に向け整備を推進する。

3) 地区公園

方針番号93

◆地区公園として市の中心部に配置している妙田公園については、多目的広場としての再整備を推進する。

4) 運動公園

方針番号94

◆広域的な利用に供される西階公園については、環境保全、レクリエーション、景観構成等の機能が強い公園であると位置づける。また、地震災害時における防災拠点としても位置づける。



西階公園

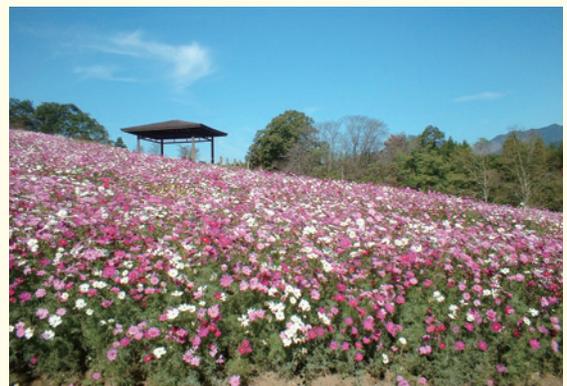
5) 特殊公園

方針番号95

◆城山公園や愛宕山公園、延岡植物園等については周辺環境を含め、観光拠点としての整備を推進する。



城山公園



延岡植物園

(2) 緑地の整備方針

方針番号96

◆第1、第2五ヶ瀬川市民緑地等の河川緑地については、水への親しみを高めるため、多くの人が気軽に遊べる広場、遊歩道の整備を図る等、潤いのある水辺空間の創出を図るとともに、良質な水の保全・活用に努める。

方針番号97

◆地域住民の意見を反映しながら、公園、緑地、道路等の公共空間に加え、民間空間における緑化の促進を検討する。

方針番号98

◆市街地内の森林等について、総合的な都市づくりの視点で、まちなかの自然的環境として保全が求められる場合は、都市公園以外の公共の緑地としての活用も検討する。

方針番号99

◆市街地及びその周辺に存在する緑地等は、良好な都市環境を維持する自然的環境として、また、低炭素都市づくりの一環として保全・創出に努める。



五ヶ瀬川の緑地

(3) 自然公園の整備方針

方針番号100

◆自然公園については、開発と自然保護の調和を図るとともに、景勝地の良好な保全に努める。また、県と連携し、有効活用に努める。

(4) その他の公園の整備方針

方針番号101

◆都市公園として位置づけられていない公園についても、地域の特色ある自然環境を活かした整備を推進する。

(5) 都市防災に配慮した公園、緑地整備

方針番号102

◆身近な公園等、都市内のオープンスペースは、災害時の一次避難地や救援活動の拠点としての役割を果たすため、その計画的な配置と整備を推進する。

方針番号103

◆大規模な公園は、避難所として指定し、小規模なものは一時集合場所や防災活動拠点とする等の公園の整備を図る。

方針番号104

◆井替川防災ステーションの整備を推進するとともに、その他の公園についても、防災機能の充実を図る。

方針番号105

◆避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

(6) 児童・高齢者・障がい者等に配慮した公園、緑地整備

- 方針番号106** ◆すべての地域住民が安心して集い、遊び、くつろげる、ユニバーサルデザインを踏まえた遊具や休息施設等の再整備を行う。また、公園施設の老朽化に伴い、長寿命化計画を策定し、施設の維持保全を図る。



ユニバーサルデザインによる遊具（延岡植物園）

(7) 景観に配慮した公園、緑地整備

- 方針番号107** ◆公園等で、自然的景観上のランドマークとなるものについては、緑のシンボル景観として、積極的に保全する。

- 方針番号108** ◆市街地内の緑の充足度にも十分配慮して、公園等の均衡ある配置を行うとともに、緑のネットワークの形成に努める。

(8) 市民参加による公園、緑地の整備及び維持管理

- 方針番号109** ◆人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な配置と整備に努める。

- 方針番号110** ◆市民・行政の協働により、維持管理する愛護団体等を増やすとともに、団体が活動しやすい環境づくりを推進する。また、民間活力を導入した効率的な維持管理に努める。

- 方針番号111** ◆行政は市民との協働により、市内の緑化美化、園芸教室、相談業務の充実やフラワーフェスタ等のイベントに取り組む。

- 方針番号112** ◆行政と市民連携のもと、延岡植物園で栽培した花苗を市内の街角花壇や歩道のプランター等に植付けし維持管理を行う。



フラワーフェスタ

5. 河川・下水道の整備の方針

(1) 河川整備の方針

方針番号113 ◆河道拡幅、河道掘削、築堤、既存堤防の質的強化、輪中堤の建設、宅地高上げ、排水ポンプ場の建設等を促進する。

方針番号114 ◆市街化の動向を十分把握するとともに、周辺の土地利用との調整を図りながら、治水・利水・環境の観点を念頭に置いた河川整備に努める。

方針番号115 ◆地域の意見や要望を反映させた河川整備計画にもとづき、環境に配慮した河川の整備・保全を促進する。

方針番号116 ◆主要河川の整備に当たっては、治水機能を満足しながら、都市生活に潤いを与える親水空間の確保に努める。

方針番号117 ◆生き物の生息・生育環境などに配慮した多自然型の川づくりを今後も推進し、自然環境の保護に努める。

方針番号118 ◆洪水や津波等から生命・財産を守り、被害を防止するとともに、流域住民による災害に強い地域づくりを支援し、安全で安心できる川づくりを目指す。

方針番号119 ◆河川の防災・治水対策は、下水道と連携しながら推進するとともに、災害による危険度が高い地域については、土地利用を制限する方策についても併せて検討を行う。

方針番号120 ◆国が示す「耐震点検要領」等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、橋梁・排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

方針番号121 ◆内水排除用ポンプ車等の確保についても検討し、災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立を図る。

1) 親水意識の高揚

方針番号122 ◆五ヶ瀬川等の河川流域単位で、景観に配慮した水辺空間の整備を促進し、住民と連携した河川美化運動等の啓発推進を図る。

方針番号123 ◆本市の豊かな河川環境を守り、残していくため、様々な啓発やイベント等を実施する。



五ヶ瀬大橋上流



多自然型の川づくり

(2) 下水道整備の方針

- 方針番号124** ◆生活雑排水等の河川への流入を防止し、豊かな自然環境を有する公共用水域の水質を保全するとともに潤いある住環境の実現を図るため、事業区域の早期整備を図るとともに、市街化区域を中心に公共下水道の整備を推進し、周辺部の集落地についても、汚水処理施設の整備を図る。
- 方針番号125** ◆合流式下水道から雨天時における河川へのごみ等の汚濁負荷を軽減するために、施設の改善を図る。
- 方針番号126** ◆水洗化への意識の啓発を図り、各種制度等を活用しながら、下水道への接続を促進する。市民は、速やかに下水道への接続に努める。
- 方針番号127** ◆雨水排除のための水路整備や、浸水被害軽減のための施設整備に取り組む。
- 方針番号128** ◆都市施設整備を行う際には、雨水貯留・浸透施設や透水性舗装等による流出量の抑制に配慮した工法の積極的な導入を検討する。
- 方針番号129** ◆下水の処理水については、再利用する等水循環の形成に努める。
- 方針番号130** ◆耐用年数を経過し、老朽化した施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な整備と耐震対策を図る。
- 方針番号131** ◆施設の老朽性及び供給体制等について総合的な点検を行い、必要な施設等の整備増強を検討する。
- 方針番号132** ◆道路管理者と地下埋設物設置者の連携のもと、施設の状態や地盤状況等を把握し、地下埋設物の台帳作成について検討する。
- 方針番号133** ◆過去の災害、一連の河川水系、開発状況を考慮し、下水道による浸水防除機能を確保できるよう重要幹線における処理場及びポンプ場の計画的な整備を推進し、災害環境の変化に応じて見直しを検討する。
- 方針番号134** ◆災害時の応急活動が広域的に実施できるよう、県・周辺市町村・(社)日本下水道協会等と相互に応援体制の確立に努める。
- 方針番号135** ◆災害時は水の供給不足の場合、下水処理が不能となることも想定され、仮設トイレの確保と周辺環境の整備について、地域住民との連携協力を図る。



岡富古川ポンプ場

1) 公共下水道

- 方針番号136** ◆本市の公共下水道の整備は、事業区域(認可区域)面積2,130.1haに対して約90%にあたる1,918.3haが整備を終えている。供用を開始している処理分区は、岡富、川中、恒富、出北、西階、愛宕、緑ヶ丘、富美山、桜ヶ丘、稲葉崎、大武、川原崎、平原、塩浜、片田、一ヶ岡、旭ヶ丘、伊形、土々呂、処理分区であり、このうち岡富、川中、恒富、出北、緑ヶ丘、平原、旭ヶ丘及び一ヶ岡処理分区が100%の供用を開始している。なお、人口普及率は約72%に達している。(平成23年3月末)
- 方針番号137** ◆今後も、引き続き、公共下水道区域の整備として、松山処理分区の一部、稲葉崎処理分区及び大武処理分区の整備を推進する。

方針番号138 ◆人口減少に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応していくため、必要に応じて下水道として整備する区域を検討する。

方針番号139 ◆平時はもとより災害時にも安定した機能を発揮できるよう、重要管路や処理施設の耐震性向上を図るとともに、老朽管路の適切な維持更新に努める。

2) 周辺部の汚水処理施設

方針番号140 ◆市街化区域の周辺地域については、生活排水対策総合基本計画に基づき、汚水処理施設の整備を推進する。

6. 住宅の整備の方針

(1) 公共住宅

方針番号141 ◆社会状況に対応した事業の検証及び建設コスト縮減に取り組みながら、住宅マスタープランやストック総合活用計画、長寿命化計画に基づく整備を行う。

方針番号142 ◆耐用年数を経過したものは建替え（定期借り上げも検討）を行い、立地環境を考慮してその後は耐用年を迎える前に安全性を確認し、可能な限り活用する。

方針番号143 ◆指定管理者への適切な指導と緊密な協議により、住宅使用料等収納率の向上及び修繕等の効率化を進め、計画的な維持管理に努める。

方針番号144 ◆市営住宅の建替にあたっては高齢者をはじめ様々な障がいを持った人達や世帯が、それぞれの家族の状況に応じて住まいを選択できるよう数種類の広さや間取りの住宅を混在させて建設する型別供給を進める。

方針番号145 ◆市営住宅の改善にあたっては、耐震性に課題のある市営住宅においては耐震性能の確認と必要な対応を行い、高齢化対応についても継続的なバリアフリー性能の向上をすすめ、安全・安心な居住環境の整備に努める。

方針番号146 ◆子育て世帯、高齢者、母子、障がい者、DV世帯、犯罪被害者世帯等の実態把握を進め、真に住宅に困窮する市民の市営住宅への優先入居を継続実施するとともに、指定管理者制度を通して、優先入居制度の周知をさらに徹底する。



一ヶ岡団地



外部スロープ

方針番号147 ◆平成22年度より指定管理者制度を導入したことにより、市営住宅の募集回数を増やし、休日を含めた24時間体制によるサービスの提供や、独居高齢者に対する見守り活動を行うなど入居者の利便性の向上が図られている。今後とも、多様化する市民のニーズに応えられるよう指導を行う。

方針番号148 ◆公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。また、新規に建設する場合には、避難場所となり得る場所の検討も行う。

(2) 民間住宅

方針番号149 ◆自然災害に対する住まいづくりにおける対策として、風水害に強い住まいづくりの考え方について、ハザードマップの情報と共に、耐震化の促進同様、「出前講座」や延岡市ホームページやガイドブック、市民の目に触れやすく分かりやすいパンフレット等での情報提供をすすめる、自然災害における被害の軽減化を図る。

方針番号150 ◆市民協働のまちづくりとして、先の住宅マスタープランに基づき設立した「延岡市住まいづくり協議会」との協働により、住宅改修をはじめ市民が安心して住み続けられるための課題を明らかにし、必要な情報提供を行うため、「住まいづくり協議会」が活動の幅を広げ、情報提供主体となって市民力・地域力が発揮できるよう努める。

方針番号151 ◆消費者庁の設置をはじめ、消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全安心に係る様々な相談が寄せられている。行政は、延岡市住まいづくり協議会や消費生活センター等と連携し、消費者への適切な対応や情報提供を行う。

方針番号152 ◆長期優良住宅の維持保全について周知を図る。また、本市の気候風土等を踏まえ、多様なニーズの高まりに応じた、優良な住宅施策の誘導に努める。

方針番号153 ◆省エネルギー性能の向上や全国有数の日照時間の長さを活かした太陽光発電・太陽熱温水器等の自然エネルギーの活用、リサイクル材の活用等、省エネ・省資源に配慮した住宅の普及を促進する。

方針番号154 ◆省エネルギー性能の高い住宅の供給を図るため、住宅金融支援機構のフラット35の技術基準に加えて住宅性能表示基準の省エネルギー対策等級4以上への適合が必要な優良住宅取得支援制度等の利用を促進する。

7. 上水道の整備の方針

(1) 上水道の整備の方針

- 方針番号155** ◆取水から給水栓までの水質管理を徹底し、安全な水の供給体制をこれまで以上に強化する。
- 方針番号156** ◆水道施設の現状機能を評価し、効率的な耐震・老朽施設の更新対策を実施する。また、劣化施設、設備の補修や適切なメンテナンスにより、既存施設の長寿命化を図り、施設整備費用を抑制する。
- 方針番号157** ◆遠方監視装置を整備し、上水道、簡易水道施設を中央で一括管理する。
- 方針番号158** ◆管理運営費の削減と事務事業の縮減を推進し、料金収入の適正化を図りながら経営の安定化に努める。
- 方針番号159** ◆平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう整備に努める。
- 方針番号160** ◆市民と協働して災害対策のための体制づくりに努める。



上水道施設

8. 公共公益施設の配置の方針

(1) 公共公益施設の配置の方針

- 方針番号161** ◆市街地のほぼ中心に位置する川中地域は、市役所、裁判所等の官公庁等の業務施設やカルチャープラザのべおか及び内藤記念館等の教養文化施設が立地しており、既存施設の整備充実を推進するとともに、広域的な文化交流の場を創造する。
- 方針番号162** ◆大瀬川右岸河口付近は、延岡総合文化センター、勤労者体育センター及びヘルストピア延岡等が立地し、市民の文化交流の場、並びに市民の健康維持・増進を図るための健康レクリエーションの場となっており、今後も、健康文化拠点と位置づけ、既存施設の充実及び利便性の向上を図る。
- 方針番号163** ◆教育施設の関連整備として、歩道などにおけるネットワークの形成を図り、児童・生徒の安全に配慮した整備を推進する。
- 方針番号164** ◆福祉・厚生施設等のその他の公共公益施設については、本市の将来都市構造及び本章1.土地利用の方針に基づいた配置を行う。
- 方針番号165** ◆公共公益施設においては、耐震対策を施すことにより、避難施設としての機能強化を図る。



市庁舎完成予想図

9. 自然環境保全の方針

(1) 河川

方針番号166 ◆市街地郊外部に広がる河川、森林等を、生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減等を担う環境保全系統の自然環境として位置づけ、保全する。

方針番号167 ◆各主体が自主的に行う河川美化等の環境保全活動をととして、多様な生物が生息・生育する良好な水辺の保全に関する周知啓発を推進する。



五ヶ瀬川

(2) 山林

方針番号168 ◆雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林等は、環境保全上重要な役割を果たす緑地等として、積極的に保全する。

方針番号169 ◆動植物の生息・生育域として身近な里山等の森林の保全を図る。

方針番号170 ◆緑の少年団の育成や林業体験等を促進することにより、森林保全の重要性についての周知啓発を推進する。



山林

(3) 農地

方針番号171 ◆市街化調整区域の農地は、都市近郊農業の基盤をなすものであり、都市で生活する人々に安らぎを与える田園景観を構成する重要な要素となっている。このため、無秩序な開発を抑制し、本章1. 土地利用の方針に基づいて積極的に保全を図る。

方針番号172 ◆多様な生態系を育む農地やその周辺における環境を保全するため、耕作放棄地等の解消や減農薬、減化学肥料栽培を促進し、環境にやさしい環境保全型農業を推進する。



田園景観

(4) その他

方針番号173 ◆歴史的意義の高い城跡や社寺の境内の樹木及び市街地内のみどりは、景観資源として、また、日豊海岸国定公園における良好な海岸線は、自然景観資源として重要な役割を持っているため、積極的な保全を図る。

方針番号174 ◆行政は、自然環境に配慮した公共工事等を実施するとともに、関係団体と連携しながら市民が自然とふれあえる場の確保に努める。

方針番号175 ◆行政は、市民・関係団体の協力を得ながら、動植物の生息状況等を把握し、定期的な情報更新に努める。



日豊海岸国定公園

10. 都市環境形成の方針

(1) 生活環境対策

方針番号176 ◆行政は、水質・大気の監視を実施し、事業者・市民は、その保全に努める。

方針番号177 ◆工場・事業場周辺の生活環境の保全や健康被害を防止するため、積極的に公害防止協定の締結を推進すると共に、公害防止協定締結事業者に対し、協定内容の順守や公害防止施設の新設等に際しての事前協議など必要に応じて適切な指導助言に努める。

方針番号178 ◆市民の環境保全についての自覚と関心を高めると共に広域的な監視・指導・情報交換体制づくりを推進する。

方針番号179 ◆住宅地の良好な生活環境を維持するため、騒音・振動・悪臭に関する適正な区域指定に努める。また、騒音・振動規制法、悪臭防止法及び延岡市生活環境保護条例の適正な運用により、工場・事業場、建設業者等に対する騒音、振動、悪臭対策を推進する。

方針番号180 ◆自動車騒音の測定・監視を実施し、国や県と連携して自動車騒音対策を推進する。

(2) 水環境対策

方針番号181 ◆生活排水対策総合基本計画の推進により生活排水の直接的な河川への排出を抑制すると共に、公共下水道計画区域以外の世帯に対しては、浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進し、ため池・河川・海域等、公共用水域の水質を保全する。

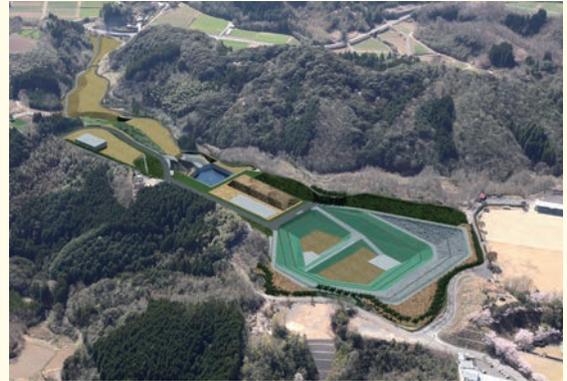
方針番号182 ◆雨水の有効利用に関する啓発、水源かん養機能を有する森林の適正な管理を促進することにより、健全な水循環の確保を図る。

方針番号183 ◆関係機関と連携して河川浄化に関する周知啓発に努めるとともに、水質保全に関する環境学習、各主体が自主的に行う河川美化活動への支援、協力を行うことにより、良好な水環境保全に対する意識啓発を図る。

(3) ごみ処理対策

方針番号184 ◆公共施設での省エネや廃棄物発電等に取り組むとともに、市民への普及啓発に努める。また、市民・事業者と連携し、ごみの分別化・減量化・新エネルギーの活用促進により、温室効果ガス排出削減に努める。

方針番号185 ◆地域住民との対話や周辺環境への配慮を十分行いながら、清掃工場をはじめとする清掃施設の安全で安定的な運転管理に努め、適正な廃棄物処理に取り組むとともに、新最終処分場の建設を推進する。



新最終処分場完成予想図

方針番号186 ◆循環型社会の形成を図るため、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を目的としたごみ処理有料化を引き続き実施する。また、家庭用生ごみ処理機等に対する助成をはじめ、マイバッグ持参の促進、資源物の集団回収への助成等、各主体が自主的に行う排出抑制等に関する取組を支援する。さらに、延岡市環境保全率先実行計画の推進により、市自ら率先してごみの排出抑制に努めるとともに、各種団体や周辺自治体と連携協力した取組を進めることにより、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減及び廃棄物処理施設の持続可能な利用に努める。

方針番号187 ◆出前講座やイベント等の機会を通じた啓発に努め、市民や事業者と一体となった4R（リフューズ：不要な物は買わない、リデュース：ごみ減量、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みを行う。また、地区住民と協力し、ごみステーションの適切な維持管理を通して、違反ごみ対策等に努める。さらに、不法投棄防止対策として関係機関との連携によるパトロールや看板設置等の取組を行う。



ごみ分別啓発活動



夏休み子ども体験ツアー（古紙類選別作業）

(4) 地球環境

- 方針番号188** ◆国や県が行う地球温暖化防止活動に対する情報提供や環境にやさしいグリーン購入等の促進により、各主体が積極的かつ自主的に地球温暖化を防止するための取組を推進する。
- 方針番号189** ◆日常生活における環境への負荷を低減するため、省エネ行動や住宅の省エネ化の普及を図り、二酸化炭素排出の少ないライフスタイルを促進する。
- 方針番号190** ◆エコドライブなど環境に配慮した自動車利用をはじめ、環境にやさしい低公害車の普及促進を図る。また、道路交通網の整備を進めることにより、交通の円滑化や公共交通機関の利用促進等、二酸化炭素排出の少ない交通対策を推進する。
- 方針番号191** ◆エネルギー利用に起因した二酸化炭素排出を削減するため、太陽光、太陽熱を利用した自然エネルギーの利用や木質バイオマス等環境にやさしいエネルギーの利用を促進する。また、市有施設で発生したエネルギー資源の有効利用を推進する。

11. 景観形成の方針

(1) 延岡の景観を特色づける景観資源の保全と活用

- 方針番号192** ◆市街地を複数の河川が流れ、その中に住宅街や商業地、工場地が形づくられており、本市固有のまちなみが形成されている。延岡固有の景観資源を生かしながら、市民や来訪者にとって快適で集いたくなるようなにぎわいのあるまちなみ景観づくりを進める。
- 方針番号193** ◆本市には日豊海岸国定公園をはじめとする海岸・海浜、祖母傾国定公園をはじめとする山地、五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川等の市域を流れる河川と沿線に広がる田園等美しく変化に富んだ自然景観がある。これらの海・山・川が織り成す良好な景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承していく。
- 方針番号194** ◆城山周辺の旧城下町のまちなみや岩熊井堰、豊堤等の市内随所に点在する歴史的景観、及び鮎やなや棚田等、自然との関わりや生活の中で育まれてきた景観資源がある。これらの延岡らしさを醸し出している歴史・文化を守りつつ、これらを核に延岡らしい景観を育んでいく。



五ヶ瀬川の景観（市街地）



五ヶ瀬川の景観（やな）

(2) 個々の景観資源のグレードアップ

方針番号195 ◆景観重要公共施設に指定した道路、橋梁、都市公園、河川等主要な公共施設について、魅力ある公共空間の創出を図る。また、市民や関係団体と協働しながら、公共施設と民間施設の色彩や意匠の調和について総合的に検討する。



景観に配慮した公共施設（安賀多橋）

(3) 市街地や自然地の景観を生かした特色ある景観づくり

方針番号196 ◆延岡市景観計画において、市街地景観エリア・自然地景観エリアを定め、さらにそのエリア内における景観ゾーンや景観軸別の景観形成の方針を定めており、その方針に沿った景観形成を図ることにより、特色のある景観づくりを推進する。



愛宕山からの夜景

(4) 都市の活力、にぎわいを高める魅力ある景観づくり

方針番号197 ◆市街地における良好な景観を保全、創出するため、延岡市景観条例及び延岡市景観計画に基づいた施策を推進することにより、周辺のまちなみと調和した景観の形成に努める。

(5) 市民・事業所との連携の強化

方針番号198 ◆行政、市民及び事業者は、相互に連携し協働して景観形成の推進を図る。また、市民の景観に対する理解や関心を高めるため、市民応募作品による景観賞の表彰及び発表を実施する。

方針番号199 ◆良好な景観は市民一人一人の日ごとの働きかけの積み重ねで形成されるものである。そのため、計画の実現に向けて、市民一人一人の景観づくりへの関心や意欲を醸成するとともに、景観づくりに寄与する活動への支援等により、行政・市民・事業者が協働で取り組む景観づくりを推進する。



花を植える活動

12. 都市防災対策の方針

(1) 災害に強い都市的基盤施設及びライフラインの整備

方針番号200 ◆災害時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路等、多重性のある道路ネットワークの整備に努める。

方針番号201 ◆消防庁舎等既存施設を含め防災拠点施設を整備し、防災知識の普及や防災リーダー養成の場として、また、資機材等を備蓄し、応急対策活動の拠点として活用するほか、防災拠点施設の避難施設としての機能強化を図る。さらに、全市的な防災拠点として市庁舎の建替えを推進する。

方針番号202 ◆災害時に重要な学校施設を始めとした公共施設の耐震化や浸水対策等を推進する。さらに、高速道路・自動車専用道路の災害時活用に努める。また、事業者と連携してライフライン施設の耐震化や浸水対策等を進め、災害時の機能確保を図る。

方針番号203 ◆災害に対応した避難場所の見直し、点検を進めながら、市民と協働して、避難場所マップを作成したり、避難路整備事業等を推進し、迅速な避難体制の強化を図る。特に東日本大震災による津波災害を受け、津波避難場所の見直しを早急に進める。



延岡消防署



高速道路

(2) 防災面からの都市空間の緑化

- 方針番号204** ◆沿道緑地等の市街地内の緑地は、火災時の延焼遅延・遮断効果等の重要な役割を果たす防災システムの自然的環境として位置づけ、保全・創出に努める。
- 方針番号205** ◆土砂災害や浸水被害の恐れのある傾斜地や河岸において、災害防止に寄与する緑地等については、積極的に保全するとともに、必要に応じた対応を図る。



浜川緑道

(3) 住環境整備と合わせた市街地の防災性の向上

- 方針番号206** ◆道路新設・改良にあたっては、歩道整備、街路樹等のオープンスペースを確保するよう努める。
- 方針番号207** ◆幅員の狭い道路、狭い生活道路（4m未満）については、拡幅や建築物のセットバック等を検討、推進する。
- 方針番号208** ◆市街地については家屋が密集し、また、道路も狭いところが見受けられる。これらの消防自動車進入困難地域は、『道路狭小、住宅密集が要因で進入困難と判断され、一度火災が発生すれば、広範囲に拡大延焼の恐れがある。』と予想される。消防自動車進入困難、木造密集地域等をふまえた火災危険地域の指定と同時に延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備について検討していく。



土地区画整理事業（野田地区）

(4) 安全対策の強化

- 方針番号209** ◆市民は、自主防災組織活動に積極的に参加する。行政は、講座等を開催し、「自助」・「共助」の観点から、自主防災組織の結成や防災リーダー等の育成に努めるとともに、災害図上訓練や防災訓練を通じその活性化を図る。



防災訓練

- 方針番号210** ◆「災害情報メール」等の電子メールやインターネット、防災無線をはじめ、CATVやラジオ等の各種情報伝達メディアを活用し、わかりやすく迅速な防災情報の提供に努める。また、防災無線のデジタル化と統合整備に取り組み、情報伝達体制の充実を図る。
- 方針番号211** ◆行政は、地域や市民が連携した要援護者の避難支援体制づくりを促進する。要援護者は、平常時から周囲と積極的にコミュニケーションを図るよう努める。
- 方針番号212** ◆土砂災害のおそれがある地区については、土砂災害防止法及び砂防法等、都市計画法以外の関連法令との調整・連携を図りながら、必要に応じて都市計画としての対応を検討する。